

22 啓発の概要

(1) 統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部設置要領

1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が統一地方選挙の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加することが必要である。

本年4月の統一地方選挙に向けて、明るくきれいな選挙の推進運動を強力に展開するために、「統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部」（以下「本部」と称する。）を設置する。

2 運動の目標

本部は、次に掲げる事項を重点目標として、市町選挙管理委員会および市町明るい選挙推進協議会と密に連携・協力し、広く県下一円に各種の事業を展開する。

- (1) 投票総参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 本部の設置

本部は、福井県選挙管理委員会室に置く。

4 本部の組織

- (1) 本部は、次に掲げるものをもって組織する。
福井県選挙管理委員会の委員
福井県明るい選挙推進協議会の委員
- (2) 本部長には、福井県選挙管理委員会の委員長を充てる。
- (3) 副本部長には、福井県明るい選挙推進協議会の会長を充てる。
- (4) 本部の庶務は、福井県選挙管理委員会事務局において行う。

5 設置期間

本部の設置期間は、平成27年2月19日（木）から平成27年4月26日（日）までとする。

声 明 文

選挙は、私たち国民が、政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の健全な発展のためには、私たち国民の意思が政治に正しく反映されなければなりません。

しかし、昨年12月に執行された第47回衆議院議員総選挙の本県の投票率が、50%と戦後最低記録を更新し、有権者の政治離れ、若者の選挙離れが憂慮される残念な結果となっています。

4月には統一地方選挙が執行されますが、この選挙は、本県が直面する諸課題を解決していく上で、また今後の福井のあり方を方向づける上で極めて重要な選挙であり、県民一人一人が主権者としての自覚を持ち、積極的に投票に参加することが大切です。

統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部は、統一地方選挙を間近に控え、「生かそうよ あなたの一票 福井のために」を統一標語に掲げ、選挙の重要性を訴えていきたいと考えておりますが、有権者の皆様にはこのことを御理解いただくとともに、棄権することなく、投票されますようお願いいたします。

平成27年2月19日

統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部

〔福井県選挙管理委員会〕
〔福井県明るい選挙推進協議会〕

(2) 臨時啓発事業実績

1 重点事項

○若い有権者に対する啓発

最近の国政選挙、統一地方選挙において、若い世代の投票率が低いことから、若い有権者に重点を置いた啓発活動を実施

○民間企業とタイアップした啓発

投票率アップに向け、民間企業の協力を得て社員向けの啓発活動および顧客向けの啓発物配布を実施

2 明るい選挙推進啓発キャッチフレーズ・標語

「生かそうよ あなたの一票 福井のために」 (平成26年度受賞作品)

3 実施内容 (福井県知事・福井県議会議員選挙)

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
1 街頭等における啓発			
(1) 一日選挙管理委員による啓発	・「一日選挙管理委員」が候補者に対して 明るい選挙の実践を要望	3月27日(金)	県庁、立候補者事務所
(2) 県内のショッピングセンターにおける啓発	・県内2つ(嶺北1、嶺南1)のショッピングセンターにおいて、選管委員、明推協委員、CEPT等が参加し、投票を呼びかけ(啓発物を配布)	4月5日(日)	福井市(エルパ) 敦賀市(アビタ敦賀店)
	・市町の選挙管理委員会がショッピングセンター等において、投票を呼びかけ(啓発物を配布)	3月15日(日) ～4月11日(土)	全県下
(3) 企業における啓発	・社屋、工場(16社)の出勤時間に投票を呼びかけ(チラシ、ティッシュ等の啓発物を配布)	4月3日(金) ～4月10日(金)	県内16社
(4) 大学キャンパスでの啓発	・卒業式等でのチラシ配布	3月14日(土) ～4月7日(火)	福井大学 福井県立大学 福井工業大学 仁愛大学
	・選挙公報を学生食堂・売店に設置	4月1日(水) ～4月12日(日)	〃
(5) JR福井駅における啓発	・JR福井駅において、選管委員、明推協委員、CEPT等が参加し、投票を呼びかけ(啓発物を配布)	4月6日(月)	JR福井駅

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
(6) エンゼルランドにおける啓発	・ <u>エンゼルランドにおいて、CEPTおよび県選管が投票を呼びかけ（啓発物を配布）</u>	4月11日（土）	エンゼルランド
2 報道機関等の利用による啓発			
(1) テレビスポット放送 ラジオスポット放送 映画館スポット広告	・ スポットCMを制作し、テレビ（FBC、ftb）やラジオ（FBCラジオ、FM福井等）で放送し、映画館でも上映	3月26日（木） ～ 4月12日（日）	全県下
(2) 新聞への広告掲載	・ 地元紙（福井新聞、日刊県民福井）に広告を掲載	<u>4月5日（日）</u> 4月12日（日）	”
(3) 県広報媒体による啓発	・ 県のテレビ、ラジオなどの広報番組や県からのお知らせ等、新聞各紙での広報	3月15日（日） ～ 4月12日（日）	”
(4) 報道機関への啓発協力依頼	・ NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼	”	”
(5) フリーペーパーへの広告掲載	・ フリーペーパー（ファミリー）に広告を掲載	4月8日（水）	”
(6) 視聴者参加番組での広報	・ ftbおかえりなさ～い街角メッセージに出演し、投票参加をよびかけ ・ FBCおじゃまっテレみんなの伝言板に出演し、投票参加をよびかけ	4月2日（木） 4月9日（木） 4月3日（金） 4月10日（金）	” ”
3 啓発資材の配布、掲示による啓発			
(1) 公共施設等掲示用ポスターの掲示	・ 県および市町の公共施設 ・ <u>私立保育園・幼稚園、大学、金融機関、JA、各種団体、コンビニ、小売店等に掲示（362社・施設）</u>	3月26日（木） ～ 4月12日（日）	”
(2) 電車、バス車内吊り用ポスターの掲示	・ 鉄道（JR、えちぜん鉄道、福井鉄道）、バス（福鉄バス、京福バス、すまいるバス）の車内に掲示	”	”
(3) 啓発物の配布	・ 投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時に配布する チラシ、ティッシュ、クッキー、風船 ・ <u>啓発文を記載した箸袋に入った割り箸をコンビニ、企業の社員食堂、大学の学生食堂や売店に設置</u>	” 4月2日（木） ～ 4月12日（日）	” ”

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
(4) 公営競技場における館内放送および電光掲示板による啓発	・ 福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用	3月26日(木) ～ 4月12日(日)	福井競輪 三国競艇
(5) ショッピングセンターでの床面広告	・ <u>来場者の多いショッピングセンターの床面</u> を利用し、 <u>投票を呼び掛けるフローア</u> ー広告を実施	3月26日(木) ～ 4月12日(日)	全県下
4 広報車等による啓発			
(1) 啓発用テープ等の作成、配布	・ 広報車による巡回啓発を実施 各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼	3月26日(木) ～ 4月12日(日)	”
(2) すまいるバス車内CM	・ すまいるバスにおける映像、車内CMによる啓発	”	福井市
(3) タクシー等へのステッカー掲示	・ タクシー、自動車学校教習車、県公用車にステッカーを掲示	”	全県下
5 懸垂幕の掲出等			
(1) 吊り看板	・ JR福井駅改札上に吊り看板を設置	”	福井市
(2) 電光ボードの活用	・ JR福井駅西口の電光ボードの活用	”	”
6 選挙公報による啓発	・ 選挙公報の空きスペースを活用した広報	3月30日(月) ～	全県下
7 インターネットによる啓発			
(1) YouTube、ホームページの活用	・ テレビスポットCMを県のHP・YouTubeで公開 ・ 県のメールマガジンを利用した選挙啓発	3月26日(木) ～ 4月12日(日) 3月27日(金) 4月10日(金)	” ”
	・ 企業のHPへの選挙のバナーの掲示(14社)および県HPへのリンクを依頼	3月26日(木) ～ 4月12日(日)	”
(2) フェイスブック等の活用	・ <u>CEPTのフェイスブックにおいて、県内大学生が「カウントダウン・リレー」形式で投票呼びかけを実施</u>	3月3日(火) ～ 4月12日(日)	”
8 その他			
(1) 民間への協力依頼	・ 量販店、各種団体等に啓発協力を依頼(啓発放送、買物レシートへの広告掲載等)	3月26日(木) ～ 4月12日(日)	”

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業に対し、社員およびその家族への投票呼びかけ、ポスター掲示、バナー掲示、社員食堂への啓発割り箸設置を依頼</u> 	”	全県下
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県内コンビニエンスストアにおいて弁当購入者に啓発用割り箸を配布</u> 	4月3日(金) ～ 4月12日(日)	”
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業に対して、社員への投票日の周知と投票参加の呼びかけを文書で依頼</u> (従業員概ね100人以上の企業約300社) 	4月1日(水)	”
(2) 啓発標語の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語受賞作品 「生かそうよ あなたの一票 福井のために」 	3月26日(木) ～ 4月12日(日)	”
(3) 啓発ポスターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度明るい選挙啓発ポスター中学校の部金賞受賞作品 	”	”
(4) 啓発ソングの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発ソング「正義のヒーロー」のCDを活用 	”	”
(5) 庁内放送による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内放送、庁内LAN掲示板等による投票参加の周知 	”	県庁
(6) 市町職員・教職員への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各市町長および教育長あてに、職員および教職員への投票日の周知と投票参加の呼びかけを文書で依頼</u> 	4月1日(水)	全県下
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高等学校長が集まる機会に、教職員への投票日の周知と投票参加の呼びかけを依頼</u> 	4月3日(金)	”

※ _____ は、今回、新規もしくは拡充して取組む項目

※ 各種啓発には福井県明るい選挙イメージキャラクター「めいすいサウルス（福井県のご当地めいすいくん、H24誕生）」を活用

(3) 福井県知事選挙の告示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、福井県知事選挙の投票日を4月12日とする旨の告示をいたしました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤を成すものであり、とりわけ地方選挙は身近な政治に対して住民が意見を表明する最大の機会であり、その中でも知事選挙は、県民の皆様が今後4年間の県政を託すリーダーを選ぶ重要な選挙であります。

しかしながら、最近行われた選挙では、投票率が最低記録を更新するなど低く推移しており、大変憂慮すべき状況となっております。

有権者の皆様におかれましては、県民生活と密接に関わる今回の選挙の意義を十分認識されるとともに、選挙公報や政見放送、演説会をはじめ、知事選挙で初めて可能となったインターネットによる選挙運動等を通じて、候補者の主義、主張を十分に見極めた上で、貴重な一票を投じられるよう切望します。

年度の変わり目の中での選挙であり、仕事や旅行などの用事で、投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく行使されることを期待します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう念願します。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たっては、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力いただきますようお願いいたします。

平成27年3月26日

福井県選挙管理委員会委員長 北川 稔

(4) 福井県議会議員選挙の告示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、福井県議会議員選挙の投票日を4月12日とする旨の告示をいたしました。

申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤を成すものであり、とりわけ県議会議員選挙は、住民にとって身近な政治にたずさわる代表者を選ぶものであり、本格的な人口減少社会が到来し、地方創生が進む中、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、極めて重要な意義を有するものであります。

しかしながら、最近行われた選挙では、投票率が最低記録を更新するなど低く推移しており、大変憂慮すべき状況となっております。

福井県選挙管理委員会では、今回の統一地方選挙におきまして、「生かそうよ あなたの一票 福井のために」を合言葉に、できる限り多くの有権者の皆様に、投票参加を呼び掛けているところです。

有権者の皆様におかれましては、県民生活と密接に関わる今回の選挙の意義を十分認識され、候補者の主義、主張を十分に見極めて、県政を担う地域の代表者としてふさわしい人に貴重な一票を投じられるよう切望します。

なお、県議会議員の選挙区については、お住まいの住所地により、12選挙区に分かれておりますので、御注意いただきますようお願いいたします。

また、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう念願します。

さらに、各市町の選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たっては、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票参加への呼びかけに御尽力いただきますようお願いいたします。

平成27年4月3日

福井県選挙管理委員会委員長 北川 稔

(5) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙の投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、福井県知事選挙および福井県議会議員選挙の投票日です。

今回の統一地方選挙は、本格的な人口減少社会が到来し、超高齢化が進む中で、魅力あふれる地方を創生するために、今後の県政の方向性を決定する非常に重要な意義を有するものであります。

福井県選挙管理委員会では、この選挙の意義を深く認識し、「生かそうよ あなたの一票 福井のために」を統一標語に掲げ、県明るい選挙推進協議会や各市町と一体となって多くの有権者の皆様に投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して啓発活動を実施してきました。

特に、県内の若者による一日選挙管理委員やショッピングセンターでの街頭啓発に加え、県内各企業の御協力を得て、出社時間に投票を呼びかけたり、コンビニエンスストアにおいて啓発割り箸を配布するなど、若者を中心に幅広い世代の有権者に対して、投票総参加を積極的に呼びかけました。

有権者の皆様におかれては、今後の4年間の県政を託す知事と県議会議員を選ぶ今回の選挙が、県民の生活に直接大きく関わってくるものであることを十分認識され、棄権することなく、自らの大切な一票を投じられるよう切望いたします。

また、各市町選挙管理委員会におかれましては、期日前投票の事務におけるこれまでの御苦勞に心から敬意を表しますとともに、細心の注意を払って、本日の投票事務および開票事務の管理執行に当たられるようお願いいたします。

平成27年4月12日

福井県選挙管理委員会委員長 北川 稔

23 表 彰

福井県選挙管理委員会表彰

平成27年4月12日執行の福井県知事選挙および福井県議会議員選挙において、選挙の管理執行が適正に行われ、有権者に対する啓発に積極的に取り組み、顕著な成果を収めたと認められる選挙管理委員会およびその職員

(団体)

小浜市選挙管理委員会
若狭町選挙管理委員会

(個人)

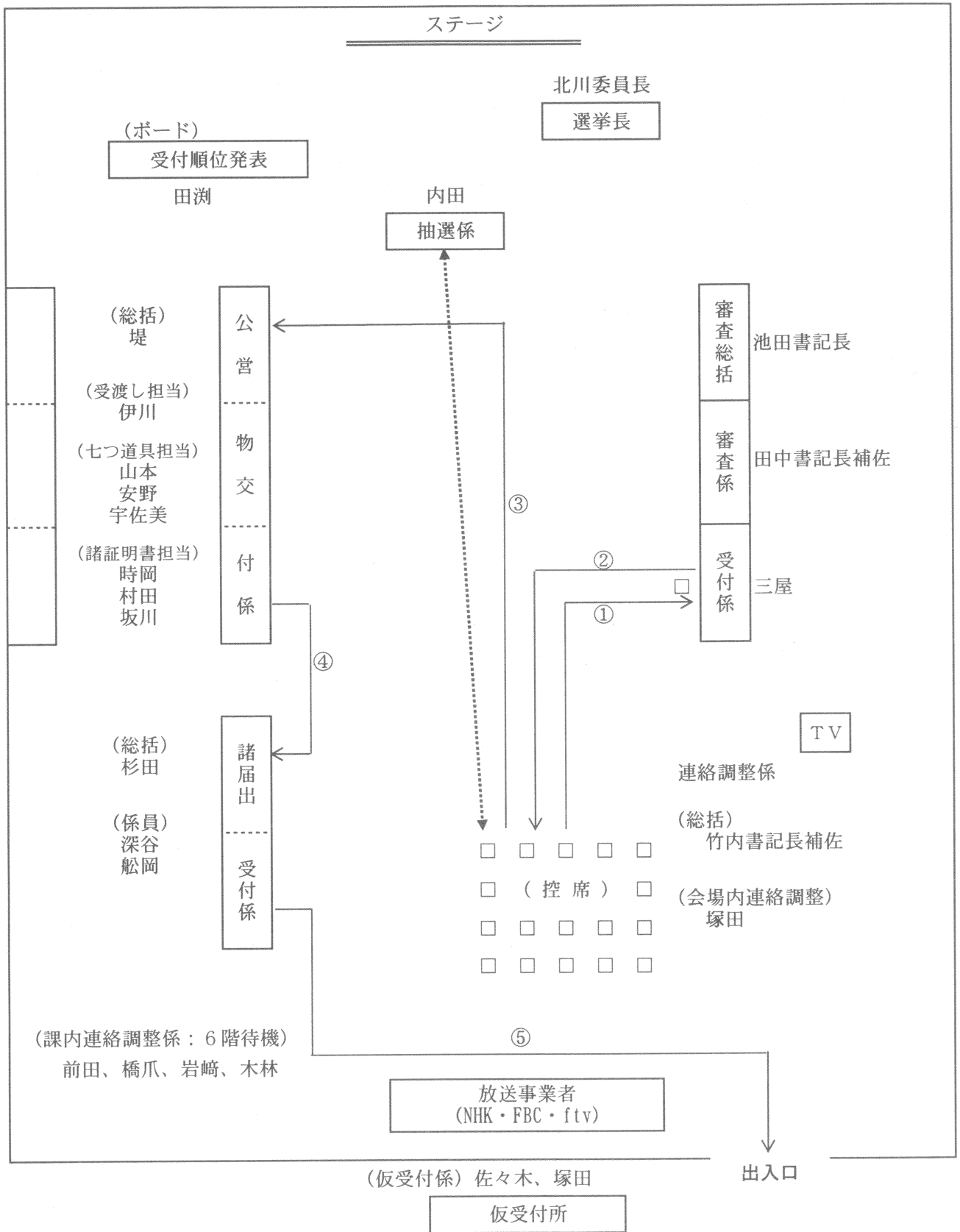
大野市選挙管理委員会 坂 井 圭
勝山市選挙管理委員会 谷 内 英 之
高浜町選挙管理委員会 北 川 章 治

24 立候補届出受付事務分担および配置図

(1) 受付事務分担表

係名	分掌事務	担当者
総括	立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	池田書記長
仮受付係	1 到着順の確認 2 会場内への誘導	佐々木 塚田
抽選係	1 抽選棒による受付順位の決定 2 受付順位発表用紙への記入	(進行) 池田書記長 (係員) 内田、田淵
受付係	1 立候補届出受付時刻の確認 2 届出書、添付書類の確認	三屋
審査係	1 届出書類の内容審査 2 受理不受理の判定	(総括) 池田書記長 (審査) 田中書記長補佐
公営物 交付係	1 諸証明書の番号記入 2 公営物、諸証明書の受付 3 受領書の徴収	(総括) 堤 (係員) 伊川 山本、安野、宇佐美 時岡、村田、坂川
諸届出 受付係	1 選挙事務所設置届出等諸届出の受理 2 選挙運動用ビラ証紙等交付 3 政治団体確認申請等の受理 4 政治活動用ポスター証紙等交付	(総括) 杉田 (係員) 深谷 船岡
連絡 調整係	1 報道機関等の対応その他連絡業務	(総括) 竹内書記長補佐 (係員) 塚田 (課内連絡調整) 前田、橋爪、岩崎、木林

(2) 受付場所配置図



25 投・開票速報

(1) 投・開票速報要領

○FAXで報告する事項

1 報告事項等

知事選挙および県議会議員選挙の投開票日当日における市町選挙管理委員会（以下「市町」という。）から県選挙管理委員会（以下「県」という。）へのFAXによる報告事項は、次のとおりである。

区 分	知 事 選 挙			県 議 会 議 員 選 挙		
投票当日の有権者数	○	午前 8:30 までに	様式 1	—		
投票状況 (中間投票率)	○	午前 9:20 から 1 時間ごとに	様式 2-1、2-2	—		
投票結果	○	午後 9:30 までに	様式 3	○	午後 9:30 までに	様式 4
開票中間速報	○	午後 9:20 から 30 (20) 分ごとに	様式 5	○	午後 9:20 から 30 (20) 分ごとに	様式 6
開票結果	○	確定次第	様式 7	○	確定次第	様式 8

※ 期日前投票者数の報告については、別途通知するところにより行うこと。

2 投票当日の有権者数に関する報告（様式 1）

4月12日（日）午前8時30分までに、知事選挙について、様式1により、指定されたFAX番号に報告すること。

（様式 1）



市 町 名

投票当日の有権者数報告用紙

送信時刻	時	分	送信者	受信者	検印
	男		女		計
	人		人		人

（注）1 4月12日（日）午前8時30分までに、FAXで報告すること。

2 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正することがないように正確に記入すること。

3 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。

4 この用紙により報告した後、公職選挙法第44条第3項による投票または死亡等により変動した場合は、午後9時30分までに報告することとしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

3 投票状況（中間投票率）に関する報告（様式2）

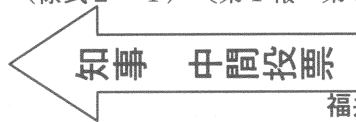
- (1) 中間投票率の報告は知事選挙のみとし、全17市町からの報告をもとに各時現在の投票率を推計し、発表する。
- (2) 次の中間投票率速報計画に記載の報告時刻までに、様式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票率速報計画

回数	現在時刻	市町から県へ報告する時刻	発表時刻
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分
2	10時00分	10時20分	10時40分
3	11時00分	11時20分	11時40分
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分
5	2時00分	2時20分	2時40分
6	3時00分	3時20分	3時40分
7	4時00分	4時20分	4時40分
8	5時00分	5時20分	5時40分
9	6時00分	6時20分	6時40分
10	(推計) 8時00分	7時30分	7時50分

- (3) 各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。
- (4) 第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。
- (5) 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- (6) 県の発表は、前回（H23.4.10）および前々回（H19.4.8）の投票率と比較して行う。

(様式2-1)〔第1報～第9報〕

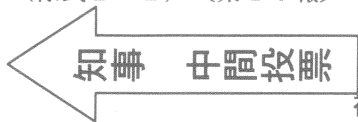


市 町 名

福井県知事選挙 中間投票率速報用紙〔第 報〕

時 分現在	送信時刻	時 分	送信者	受信者	検印			
当日の有権者数			投票者数			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	%	%	%

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
- 2 中間投票率速報は、知事選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
- 3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入することとし、第1報～第9報の報告では算入しないこと。



市 町 名

福井県知事選挙 中間投票率速報用紙 [第10報]

午後8時00分現在			送信時刻 時 分			送信者			受信者			検印		
当日の有権者数			投票者数(A)						投票率(%)					
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%	%	%
うち期日前投票者数(B)														
うち不在者投票者数(C)														
当日投票者数(D)=(A)-(B)-(C)														

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 中間投票率速報は、知事選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。

4 投票結果に関する報告(様式3、4)

- (1) 4月12日(日)午後9時30分までに、知事選挙については様式3、県議会議員選挙については様式4により、指定されたFAX番号に報告すること。
 (2) 報告は、5の開票中間速報(第1報)と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。
 (3) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者(事務責任者)と協議しておくこと。



市 町 名

福井県知事選挙 投票結果速報用紙

送信時刻 時 分			送信者			受信者			検印		
当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 4月12日(日)の午後9時30分までに、FAXで報告すること。
 3 公職選挙法第44条第3項による投票または死亡等により、午前8時30分に報告を受けた当日有権者数が変動した場合は、投票結果の当日有権者数に正確に反映すること。

(様式4)



〇〇〇選挙区 市 町 名

福井県議会議員選挙 投票結果速報用紙

送信時刻 時 分			送信者			受信者			検印		
当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率 (%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 4月12日(日)の午後9時30分までに、FAXで報告すること。
 3 公職選挙法第44条第3項による投票または死亡等により、午前8時30分に報告を受けた当日有権者数が変動した場合は、投票結果の当日有権者数に正確に反映すること。
 4 無投票の場合は、報告は不要である。

5 開票速報計画 (様式5、様式6)

(1) 知事選挙および県議会議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

開票速報計画

回数	市町から県へ報告する基本時刻 〔具体的な時刻はp9参照〕	県の発表時刻
1	午後 9時20分	午後 9時30分
2	9時50分	10時00分
3	10時20分	10時30分
4	10時40分	10時50分
5	11時00分	11時10分
6	11時20分	11時30分
7	11時40分	11時50分
8	午前 0時00分	午前 0時10分
9	0時20分	0時30分
10	0時40分	0時50分
11	1時00分	1時10分
12	1時20分	1時30分
13	1時40分	1時50分
14	2時00分	2時10分
15	2時20分	2時30分

- (注) 1 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれまでの分につき中間報告を行うこと。
 2 報告に際しては、知事選挙を先に、県議会議員選挙を後に送信すること。

(2) 知事選挙については様式5、県議会議員選挙については様式6により、指定されたFAX番号に報告すること。

(様式5)



市 町 名

福井県知事選挙 開票中間速報用紙

第 報	後 午 前	時	分	送 信	送 信 者	受 信 者	検 印
A		B			C		計
							(開票率 %)

(注) 開票率は、第1報から $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$ で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

(様式6)



〇〇〇選挙区 市 町 名

福井県議会議員選挙 開票中間速報用紙

第 報	後 午 前	時	分	送 信	送 信 者	受 信 者	検 印	
A	B	C	D	E	F	G	H	合 計
							(開票率 %)	

(注) 開票率は、第1報から $\frac{\text{開票数}}{\text{投票者数}}$ で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。

6 開票結果に関する報告（様式7、8）

開票が確定したときは、知事選挙については様式7、県議会議員選挙については様式8により、直ちにこれを指定されたFAX番号に報告すること。

(様式7)



市町名

福井県知事選挙 確定（最終）開票速報用紙

後 午 前	時	分	送信	確定 時刻	後 午 前	時	分	送信 者		受 信 者		検 印
候補者別得票数											得票総数 (A)	
A			B			C						
法第68条の2第4項 の規定によりあん分 の際切り捨てた票数 (B)		いずれの候 補者にも属 しない票数 (C)		有効 投票数 (A) + (B) + (C) (D)		無効 投票数 (E)		投票 総数 (D) + (E) (F)		持帰り その他 (G)		投票者総数 (F) + (G)

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および知事選挙が確定した旨を連絡すること。
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算書により確認した後にすること。
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

(様式8)



〇〇〇選挙区 市町名

福井県議会議員選挙 確定（最終）開票速報用紙

後 午 前	時	分	送信	確定 時刻	後 午 前	時	分	送信 者		受 信 者		検 印	
候補者別得票数													
A		B		C		D		E		F		G	H
得票総数 (A)				法第68条の2第4項の規定に よりあん分の際切り捨てた票数 (B)				いずれの候補者にも 属しない票数 (C)				有効投票数 (A) + (B) + (C) (D)	
無効投票数 (E)				投票総数 (D) + (E) (F)				持帰り・その他 (G)				投票者総数 (F) + (G)	

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および県議会議員選挙が確定した旨を連絡すること。
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算書により確認した後にすること。
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

7 その他

- (1) 市町は、開票中間速報時刻一覧表に基づき、正確に報告すること。
 - ア 報告時刻は4分ずつずらしてあるが、他の市町の報告に支障を来たさないようFAXの時間を厳守すること。
 - イ 速報計画は、第15報（午前2時20分）までとしているが、確定がこれ以降になる場合は、引き続き20分刻みで速報すること。
- (2) 市町は、速報担当職員をあらかじめ指定しておき、絶対に速報が遅れないようにすること。
- (3) 市町は、県へ専用電話、専用FAXにより報告すること。
- (4) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙における投票結果速報（投票結果）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (5) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙における候補者別得票数の開票中間速報（開票中間）については、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。
- (6) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙における候補者別得票数の確定報告（確定）についても、県に報告を行った後、市町においてその内容を発表することは差し支えないこと。

なお、県への報告後直ちに公表する場合、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に対応できる体制を維持すること。また、市町が公表した内容に訂正があった場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。
- (7) 市町から報道機関に発表する場合は、県へ報告した様式により行うことが望ましいこと。

8 市町別開票開始時刻一覧

市町名	開票開始時刻	市町名	開票開始時刻
福井市	午後9時15分	永平寺町	午後9時00分
敦賀市	〃 9時00分	池田町	〃 〃
小浜市	〃 〃	南越前町	〃 〃
大野市	〃 9時15分	越前町	〃 〃
勝山市	〃 9時00分	美浜町	〃 〃
鯖江市	〃 〃	高浜町	〃 〃
あわら市	〃 〃	おおい町	〃 〃
越前市	〃 〃	若狭町	〃 9時15分
坂井市	〃 9時15分		

9時00分開票

6市7町

9時15分開票

3市1町

9 開票中間速報時刻一覧表

区分 市町名	開票 開始 時刻	1報	2報	3報	4報	5報	6報	7報	8報	9報	10報	11報	12報	13報	14報	15報
		9:20	9:50	10:20	10:40	11:00	11:20	11:40	0:00	0:20	0:40	1:00	1:20	1:40	2:00	2:20
県発表		9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	0:10	0:30	0:50	1:10	1:30	1:50	2:10	2:30
福井市	9:15		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
敦賀市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
小浜市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
大野市	9:15		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
勝山市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
鯖江市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
あわら市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
越前市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
坂井市	9:15		9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
永平寺町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
池田町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
南越前町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
美浜町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
高浜町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
おい町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
若狭町	9:15		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13

(注)報告時刻は厳守すること。

○文書で報告する事項

1 開票結果報告書（様式9、10）

(1) 知事選挙の開票結果報告は、次の様式により、4月13日（月）の指定時刻に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式9)

		第 号 平成27年 月 日			
福井県知事選挙選挙長 北川 稔様					
福井県 市（町）開票管理者		印			
開票結果報告書					
平成27年4月12日執行の福井県知事選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。					
投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票 総数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票数	票
いずれの候 補者にも属 しない有効 投票数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得票数
	票
	票
	票
	票
	票
	票
	票
得票総数	票

(注) 開票録の写しおよび投票録の写しを添付すること。

(2) 県議会議員選挙の開票結果報告は、次の様式により、4月13日(月)に各選挙区の選挙長に關係書類を添付の上、持参すること。(開票事務を選挙会事務に併せ行う市町(選挙区)を除く。)

(様式10)

第 号
平成27年 月 日

福井県議会議員選挙

選挙区

選挙長

様

福井県

市(町)開票管理者

印

開票結果報告書

平成27年4月12日執行の福井県議会議員選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (A-B)	票
有効投票 総数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票数	票
いずれの候 補者にも属 しない有効 投票数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得票数
	票
	票
	票
	票
	票
	票
得票総数	票

(注) 開票録の写しおよび投票録の写しを添付すること。

2 当選人報告（様式11）

県議会議員選挙の選挙長が行う当選人報告は、次の様式により、4月14日（火）午後5時まで（開票事務を選挙会事務に併せて行う市町にあっては4月13日（月）中）に、県選挙管理委員会に關係書類を添付の上、持参すること。

（様式11）

		第	号
		平成27年4月	日
福井県選挙管理委員会委員長 様			
福井県議会議員選挙		選挙区	
選挙長		印	
当 選 人 報 告			
平成27年4月12日執行の福井県議会議員選挙の		選挙区における当選人は次のとおりであるから、公職選挙法第101条の3第1項の規定により報告する。	
記			
1	投票総数		
2	無効投票数		
3	有効投票数		
4	いずれの候補者にも属しない有効投票数		
5	各候補者の得票総数		
6	当 選 人	住 所	
		氏 名	
		得 票 数	

（注）1 投票録の写し、開票録の写し（開票事務を選挙会事務に併せて行う場合は不要）および選挙録の写しを添付すること。

2 「6 当選人」について複数定数区である場合は、適宜記載すること。

(2) 投・開票速報事務要領

○…FAX △…ペーパー ◎…メール

※報道機関あてFAXは広報課対応

ア 速報の内容

項目	速報内容	市町選管		県選管				HPアップ時刻	備考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省		
1 当日有権者数	当日有権者数に関する報告（知事選のみ）	8:30	○	9:40	◎△			9:50	全市町から報告
2 投票状況									
①期日前投票	期日前投票者数に関する報告（知事選、県議選）	9:00	○	11:00	○△ 知事選	12:00	◎ 知事選 県議選	11:10	全市町から報告 ・報道機関には知事選のみ情報提供 ・総務省報告対象は知事選、県議選の両方
②中間投票率	中間投票率に関する報告（知事選のみ）								
	第1回（9:00現在）	9:20	○	9:40	◎△			9:50	全市町から毎時00分現在を報告（12:00現在の報告は不要） 13:00現在を14:00までに総務省へ報告 第10回の報道発表は、期日前・不在者投票を含む。
	第2回（10:00現在）	10:20	○	10:40	◎△			10:50	
	第3回（11:00現在）	11:20	○	11:40	◎△			11:50	
	第4回（13:00現在）	13:20	○	13:40	◎△	14:00	◎	13:50	
	第5回（14:00現在）	14:20	○	14:40	◎△			14:50	
	第6回（15:00現在）	15:20	○	15:40	◎△			15:50	
	第7回（16:00現在）	16:20	○	16:40	◎△			16:50	
	第8回（17:00現在）	17:20	○	17:40	◎△			17:50	
	第9回（18:00現在）	18:20	○	18:40	◎△			18:50	
	第10回 （19:00現在で20:00推計）	19:30	○	19:50	◎○△			20:00	
③投票結果	投票結果に関する報告（知事選、県議選）	21:30	○	22:00	◎○△			22:10	全市町から報告（22:00速報）
				23:00	◎△	確定後	◎	23:10	確定次第、総務省に報告
開 票 中 間	①知事選								
	②県議選								
	市町別候補者別得票数								
	選挙区別市町別候補者別得票数								
	第1回	21:20	○	21:30	◎△			21:40	21:00開票でない福井市、大野市、坂井市、若狭町は、第1回報告を省略 21:20から22:20までは30分ごと、22:20以降は20分ごとに各市町から報告
	第2回	21:50	○	22:00	◎△			22:10	
	第3回	22:20	○	22:30	◎△			22:40	
	第4回	22:40	○	22:50	◎△			23:00	
	第5回	23:00	○	23:10	◎△			23:20	
	第6回	23:20	○	23:30	◎△			23:40	
	第7回	23:40	○	23:50	◎△			0:00	
第8回	0:00	○	0:10	◎△			0:20		
第9回	0:20	○	0:30	◎△			0:40		
第10回	0:40	○	0:50	◎△			1:00		
	～	～	～	～	～			～	

項目	速報内容	市町選管		県選管					備考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	HPアップ時刻	
開票	①知事選 市町別候補者別得票数 (法定得票数および没収点に関する調、党派別得票数調を含む。) ・確定個票	随時	○	全市町 確定後	◎△	全市町 確定後	◎	全市町 確定 10分後	全市町確定後に、報道発表および総務省に報告 確定した市町から順次報告→確定個票(FAX報告用紙)の「落とし」
		随時	○	随時	△				
結果	②県議選 選挙区別市町別候補者別得票数(法定得票数および没収点に関する調、党派別得票数調を含む。) ・確定個票	随時	○	各選挙区 確定後	◎△	全選挙区 確定後	◎	各選挙区 確定 10分後	各選挙区確定後に報道発表 全選挙区確定後に総務省に報告 確定した市町から順次報告→確定個票(FAX報告用紙)の「落とし」
		随時	○	随時	△				

(注)

- 1 選管専任書記は7:00までに、村田書記(HP担当)、橋爪書記(報道機関提供担当)は9:00までにその他の職員は20:00までに市町振興課に集合(20:20までに6階大会議室入室)すること。
- 2 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。
- 3 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできないこと。
- 4 電卓、ホッチキス、黄色マーカー(チェック用)、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等は各自で用意すること。

イ 各班事務分担表

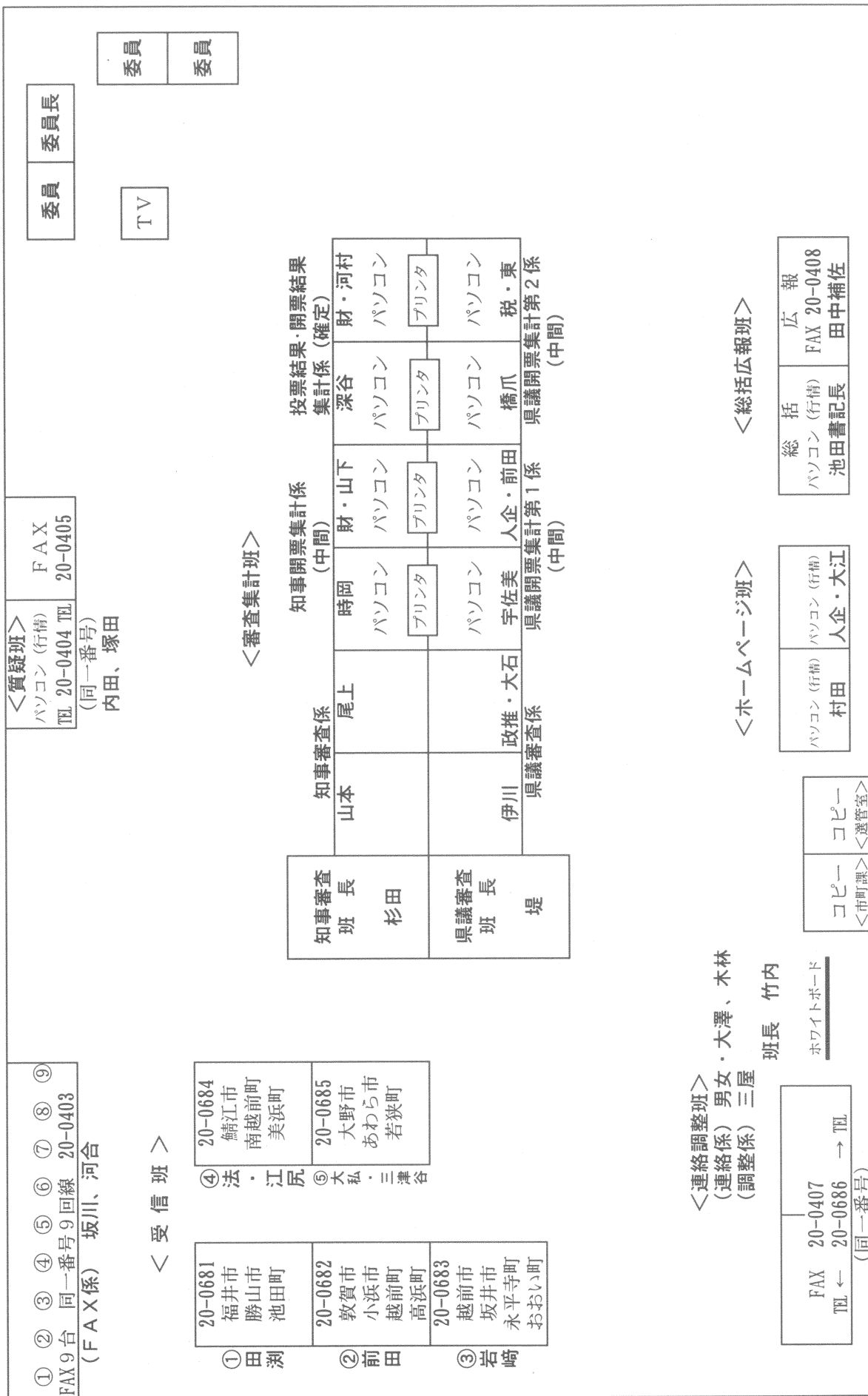
分 担 事 務	担 当 者	事 務 内 容																																												
1 投票当日の有権者数の受信、集計 (知事選のみ)	竹内、内田、三屋、 塚田(嶺南出張所(若狭・二州)へFAX) 村田(HP)、橋爪(報道機関提供)	①全市町から8:30までに報告(FAX) ②9:40 発表 ※総務省報告なし																																												
2 期日前投票者数の受信、集計、発表および報告 (知事選、県議選)	竹内、内田、三屋 塚田(FAX、メール)、村田(HP)	①全市町から9:00までに報告(FAX) ②11:00 発表(FAX) ③12:00 総務省へ報告(メール)																																												
3 中間投票率の受信、集計、発表および報告 (知事選のみ)	竹内、内田、三屋、 塚田(嶺南出張所(若狭・二州)へFAX) 村田(HP)、橋爪(報道機関提供)	次の時刻に受信(FAX)、記者発表、総務省へ報告 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%; text-align: center;">受信</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">発表</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">総務省報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 9:00現在</td> <td>→ 09:20</td> <td>→ 09:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 10:00現在</td> <td>→ 10:20</td> <td>→ 10:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 11:00現在</td> <td>→ 11:20</td> <td>→ 11:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 13:00現在</td> <td>→ 13:20</td> <td>→ 13:40</td> <td>→ 14:00</td> </tr> <tr> <td>⑤ 14:00現在</td> <td>→ 14:20</td> <td>→ 14:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 15:00現在</td> <td>→ 15:20</td> <td>→ 15:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 16:00現在</td> <td>→ 16:20</td> <td>→ 16:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 17:00現在</td> <td>→ 17:20</td> <td>→ 17:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 18:00現在</td> <td>→ 18:20</td> <td>→ 18:40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ 20:00現在</td> <td>→ 19:30</td> <td>→ 19:50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※19:00現在で20:00時点を推計して報告		受信	発表	総務省報告	① 9:00現在	→ 09:20	→ 09:40		② 10:00現在	→ 10:20	→ 10:40		③ 11:00現在	→ 11:20	→ 11:40		④ 13:00現在	→ 13:20	→ 13:40	→ 14:00	⑤ 14:00現在	→ 14:20	→ 14:40		⑥ 15:00現在	→ 15:20	→ 15:40		⑦ 16:00現在	→ 16:20	→ 16:40		⑧ 17:00現在	→ 17:20	→ 17:40		⑨ 18:00現在	→ 18:20	→ 18:40		⑩ 20:00現在	→ 19:30	→ 19:50	
	受信	発表	総務省報告																																											
① 9:00現在	→ 09:20	→ 09:40																																												
② 10:00現在	→ 10:20	→ 10:40																																												
③ 11:00現在	→ 11:20	→ 11:40																																												
④ 13:00現在	→ 13:20	→ 13:40	→ 14:00																																											
⑤ 14:00現在	→ 14:20	→ 14:40																																												
⑥ 15:00現在	→ 15:20	→ 15:40																																												
⑦ 16:00現在	→ 16:20	→ 16:40																																												
⑧ 17:00現在	→ 17:20	→ 17:40																																												
⑨ 18:00現在	→ 18:20	→ 18:40																																												
⑩ 20:00現在	→ 19:30	→ 19:50																																												
4 受信班	①田淵 福井市、勝山市、池田町 ②前田 敦賀市、小浜市、越前町、 高浜町 ③岩崎 越前市、坂井市、永平寺町、 おおい町 ④江尻(情法課) 鯖江市、南越前町、美浜町 ⑤三津谷(大私課) 大野市、あわら市、若狭町	知事選、県議選に係る次の報告の受信(FAX)、記載内容の確認 ①投票結果(21:30までに) ②開票中間報告(21:13~) ・合計の検算 ・前回受信値とのチェック(第2回以降) ③開票確定報告 ※ 知事確定、県議確定のFAXおよび電話が入ったら、 指示があるまで待機するよう連絡 ④各市町へ待機解除の連絡(連絡調整班長の指示によること) ※投票結果および開票中間報告が指定した時間までに未着の場合、直ちに送付するよう連絡する。																																												
5 連絡調整班																																														
(1) FAX係 (2) 連絡係 (3) 調整係	班長：竹内 坂川、河合 大澤(男女課)、木林 三屋	①会場内の総合連絡 ②速報用紙の回付、コピー ③速報に異常がある場合の対応 ④開票確定報告の最終チェック ※開票確定個票は連絡調整班長にも回付																																												

分担事務	担当者	事務内容
6 審査集計班	知事審査班長：杉田 県議審査班長：堤	
(1) 投票結果・開票 結果集計係	深谷、河村（財企課）	(1) 投票結果 ①全市町から21:30までに報告 ※発表用の帳票を出力し、各審査係（知事、県議）に回付 ②22:00発表（速報） ③23:00発表（確定）→ 総務省報告（質疑班） (2) 開票結果 ①各市町からの報告に基づき入力 ②発表用の帳票を出力し、知事審査係に回付 ※選挙区内の全市町の結果を入力後に帳票出力 〔共通〕 ・報道機関提供用データをFDに保存し、総括広報班に回付 ・ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
(2) 知事開票集計係 （中間）	時岡、山下（財企課）	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、知事審査係に回付 ※各市町からの報告時刻、県の発表時刻は、 「9 開票中間速報時刻一覧表」参照 ④報道機関提供用データをFDに保存し、総括広報班に回付 ⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
(3) 県議開票集計 第1係（中間）	宇佐美、前田（人企課） 〔担当選挙区〕…3選挙区 福井市、敦賀市、 小浜市三方郡三方上中郡	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、県議審査係へ回付 ※各市町からの報告時刻、県の発表時刻は、 「9 開票中間速報時刻一覧表」参照 ④報道機関提供用データをFDに保存し、総括広報班に回付 ⑤ホームページ掲載用データをFDに保存し、ホームページ班に回付
(4) 県議開票集計 第2係（中間）	橋爪、東（税務課） 〔担当選挙区〕…4選挙区 越前市今立郡南条郡、あわら市 吉田郡、丹生郡	県議開票集計第1係に同じ
(5) 知事審査係	杉田、山本、尾上	集計係が出力した帳票の数値を審査し、総括広報班へ回付
(6) 県議審査係	堤、伊川、大石（政推G）	

分担事務	担当者	事務内容
7 質疑班	内田、塚田	①質疑応答 ②総務省報告の作成、報告（メール） <ul style="list-style-type: none"> ・投票状況に関する報告（中間）（8号様式） ・投票結果に関する報告（確定）（9号様式） ・開票結果に関する報告（10号様式） ・党派別当選人数に関する報告（11号様式） ・党派別得票数に関する報告（12号様式の1）
8 総括広報班	池田課長、田中補佐	①集計および広報の総括 ②広報課との連絡 ③嶺南出張所（若狭、二州）への情報提供（FAX）
9 ホームページ班	村田、大江（人企課）	当日有権者数、期日前投票結果、中間投票率、投票結果、開票中間速報、開票結果をホームページにアップロード（アップの前に必ず読み合わせを行う。）
10 発表記録班 記者速報室	広報課（20時～） 橋爪（～20時）	発表データを各報道機関へ提供 <ul style="list-style-type: none"> ①紙資料の配付（県政記者室） ②一斉メール送信 ③一斉FAX（以下の3種類のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票結果（塚田） ・中間投票率第10報（橋爪） ・投票結果（速報）（広報課）

(3) 投・開票速報体制配置図 (6階大会議室)

FAX: 12回線 (番号4個) 電話: 9回線 (番号7個)



(4) 投・開票速報用対局電話一覧

市町名	対局電話番号	FAX番号	担当	県FAX番号	確定報告連絡用電話番号	備考
福井市	(080) 3042-1907	(0776) 25 - 3727	① 田 淵	(0776) 20-0403	(0776) 20-0681	質疑専用 電話番号 (0776) 20-0404 FAX番号 (0776) 20-0405
勝山市	(0779) 88 - 1265	(0779) 88 - 1266				
池田町	(0778) 44 - 7451	(0778) 44 - 7452				
敦賀市	(0770) 21 - 7040	(0770) 21 - 7041	② 前 田			
		(0770) 21 - 7042				
小浜市	(0770) 52 - 1280	(0770) 52 - 1281				
越前町	(0778) 42 - 5068	(0778) 42 - 5069				
高浜町	(0770) 72 - 3645	(0770) 72 - 3645				
		(0770) 72 - 3646				
越前市	(0778) 24 - 4418	(0778) 24 - 4419	③ 岩 崎			
坂井市	(0776) 67 - 4691	(0776) 67 - 4697				
永平寺町	(0776) 63 - 4272	(0776) 63 - 4276				
おおい町	(0770) 77 - 1111	(0770) 77 - 1289				
鯖江市	(0778) 51 - 3183	(0778) 51 - 3184	④ 江 尻			
南越前町	(0778) 47 - 2931	(0778) 47 - 2932				
美浜町	(0770) 32 - 0921	(0770) 32 - 0922				
大野市	(0779) 65 - 8740	(0779) 65 - 8741	⑤ 三 津 谷			
あわら市	(0776) 73 - 2907	(0776) 73 - 2908				
若狭町	(0770) 45 - 2594	(0770) 45 - 2595				

(注) 投票当日の有権者数、投票状況(中間・結果)、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記のFAX番号(0776-20-0403)に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間に速報用紙をFAX送信し、直ちに電話により市町名、速報担当職員名および〇〇選挙が確定した旨を連絡すること。

無効投票の投票総数に占める割合が、知事選挙について3.0%、県議会議員選挙について2.0%を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会することがあるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡FAX番号は、0776-20-0407とする。

26 投票用紙等配付計画

(1) 投票用紙等配付計画

月	日	曜日	種別	数量	事項	梱包・配付計画等
3	2	月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投票用紙 ○ 点字投票用紙 ○ 船員不在者投票用紙 ○ 船員不在者投票用外封筒 ○ 投票用外封筒 ○ 郵便等による不在者投票用外封筒 (通常用) ○ 郵便等による不在者投票用外封筒 (代理記載者用) ○ 投票用内封筒 ○ 仮投票用封筒 ○ 不在者投票証明書用封筒 ○ 不在者投票証明書 (通常用) ○ 郵便等投票証明書 (通常用) ○ 郵便等投票証明書交付申請書 (代理記載該当) ○ 郵便等投票証明書交付申請書 (通常用) ○ 代理記載ができる選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 ○ 代理記載ができない選挙人に該当しなくなった旨の届出書 ○ 代理記載人となるべき者の届出書 ○ 代理記載人となることと同意書および宣誓書 ○ 降参証明書交付申請書 ○ 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (通常用) ○ 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (代理記載用) ○ 選挙人名簿登録証明書 ○ 選挙人名簿登録証明書交付申請書 ○ 同一県内居住証明書 ○ 不在者投票調書 ○ 代理投票調書 ○ 投票所投票記録 ○ 期日前投票所投票記録 ○ 引継書 ○ 開票録 ○ 選挙録 ○ 空票確認書 ○ 投票用紙等受託計算書 ○ 開票結果報告書 ○ あん分計算書 ○ 付せん 	<p>梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包</p> <p>配付 … 次のとおり</p> <p>1号車 (4市1町) 県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市</p> <p>2号車 (3市3町) 県庁→福井市→越前町→鯖江市→越前市→南越前町→池田町</p> <p>3号車 (2市4町) 県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→小浜市→おおい町→高浜町</p>		
3	27	金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点字候補者名簿 (期日前 (兼不在者) 投票用) 	<p>配付 (到着予定日) 3月27日 (金)</p>	<p>梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包</p> <p>配付 … 宅配便利用、3月27日 (金) 午前持ち込み、当日中に各市町へ配送</p>	
3	27	金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙公報 ○ 選挙運動用自動車等表示板 (関係市町のみ) ○ 選挙運動用拡声機表示板 ○ 自動車用防音板 ○ 選挙運動用防音板 ○ 街頭演説用標旗 ○ 明るい選挙白バラ ○ 明るい選挙看板 	<p>梱包 3月27日 (金)</p> <p>配付 3月30日 (月) 午前9時 県庁発</p>	<p>梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包</p> <p>※選挙公報は印刷業者が梱包、県議選公営物は県選挙管が梱包</p> <p>県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市 (3月9日と同じ)</p> <p>県庁→越前町→鯖江市→越前市→南越前町→池田町</p> <p>県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→小浜市→おおい町</p> <p>→高浜町 (福南振興局へは県議選公営物のみ配付)</p> <p>県庁→福井市</p>	
4	4	土	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点字候補者名簿 (期日前 (兼不在者) 投票用) 	<p>配付 (到着予定日) 4月4日 (土)</p>	<p>梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包</p> <p>配付 … 宅配便利用、4月4日 (土) 午前持ち込み、当日中に各市町へ配送</p>	
4	6	月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点字候補者名簿 (当日投票用) ○ 投・開票速報要領、速報用紙等 	<p>梱包 4月5日 (日)</p> <p>配付 4月6日 (月)</p>	<p>梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包</p> <p>配付 … 市町投・開票速報打合せ会議において配付</p>	

(2) 投票用紙等配付部数一覧

	平成26年 12月2日現在 選挙人名簿 登録者数	投票所数	1 投票用紙 (知・議)	2 点 投票用紙 (知・議)	3 船員不在者 投票用紙 (兼用)	4 船員不在者 投票用外封筒 (兼用)	5 船員不在者 投票用内封筒 (兼用)	6 投票用 外封筒 (知・議)	7 郵便等による 不在者投票用 外封筒 (通常用) (知・議)
福井市	214,953	106	220,000	1,300				2,300	200
敦賀市	54,386	28	56,000	200	20	20	20	800	100
小浜市	24,900	18	28,000	100	20	20	20	500	80
大野市	29,366	27	31,000	100				500	100
勝山市	20,843	19	23,000	100				500	100
鯖江市	54,263	17	55,500	200				500	40
あわら市	24,364	17	27,000	100				500	50
越前市	65,726	32	68,500	220				600	60
坂井市	74,204	28	75,000	150	10	20	20	600	90
市計	563,005	292	584,000	2,470	50	60	60	6,800	820
永平寺町	15,650	19	17,000	50				300	50
池田町	2,568	6	3,300	5				50	20
南越前町	9,339	16	10,500	40				200	30
越前町	18,886	26	21,500	70				500	70
美浜町	8,588	7	10,000	10				200	50
高浜町	8,730	13	9,000	20	10	20	20	200	30
おおい町	6,902	21	7,900	50				250	60
若狭町	13,029	11	14,000	20				200	50
町村計	83,692	119	93,200	265	10	20	20	1,900	360
予備	—	—	1,800	165	90	120	120	2,300	220
県計	646,697	411	679,000	2,900	150	200	200	11,000	1,400

	8 郵便等による 不在者投票用 外封筒 (代理記載者用) (知・議)	9 投票用封筒 内封筒 (知・議)	10 投票用封筒 仮封筒 (知・議)	11 不在者投票 用封筒 証明書 (兼用)	12 不在者投票 用封筒 証明書 (兼用)	13 郵便等投票 用封筒 証明書 (兼用)	14 郵便等投票 用封筒 証明書 (代理記載該当) (兼用)	15 郵便等投票 用封筒 証明書 交付申請書 (兼用)	16 郵便等投票 用封筒 証明書 交付申請書 (代理記載と 併せ行う) (兼用)
福井市	20	2,520	300	250	250	100	50	10	10
敦賀市	30	930	100	100	100	50	30	10	10
小浜市	20	600	100	100	100	50	30	10	10
大野市	10	610	100	100	100	50	30	10	10
勝山市	10	610	100	100	100	50	30	10	10
鯖江市	10	550	100	100	100	50	50	10	10
あわら市	20	570	100	100	10	50	50	10	10
越前市	10	670	150	80	80	20	10	10	10
坂井市	10	700	100	200	10	10	5	10	5
市計	140	7,760	1,150	1,130	850	430	285	90	85
永平寺町	40	350	40	100	100	30	30	30	30
池田町	10	80	20	30	30	20	20	20	10
南越前町	30	260	40	30	30	30	30	30	30
越前町	30	600	70	100	100	50	30	50	30
美浜町	20	270	50	100	100	50	50	50	50
高浜町	20	250	50	150	150	30	20	30	20
おおい町	60	370	60	200	200	60	60	60	60
若狭町	20	270	50	100	100	20	20	20	20
町村計	230	2,450	380	810	810	290	260	290	250
予備	230	1,790	270	260	340	180	155	220	165
県計	600	12,000	1,800	2,200	2,000	900	700	600	500

	17 代理記載ができる選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 (兼用)	18 代理記載ができない選挙人に該当しなくなった旨の届出書 (兼用)	19 代理記載人となるべき者の届出書 (兼用)	20 代理記載人となることの同意書および宣誓書 (兼用)	21 障害証明書 交付申請書 (兼用)	22 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (通常用) (兼用)	23 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (代理記載用) (兼用)	24 選挙人名簿登録証明書 (兼用)	25 選挙人名簿登録証明書 交付申請書 (兼用)
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
小浜市	10	10	10	10	10	10	10	5	5
大野市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
勝山市	10	10	10	10	10	10	10	5	10
鯖江市	10	10	10	10	10	10	10	5	5
あわら市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
越前市	10	10	10	10	10	60	10	5	5
坂井市	5	5	5	5	5	10	5	5	5
市計	85	85	85	85	85	140	85	65	70
永平寺町	30	30	30	30	10	30	30	10	10
池田町	10	10	10	10	10	20	10	5	5
南越前町	30	30	30	30	10	30	30	15	15
越前町	30	30	30	30	10	70	30	10	10
美浜町	50	50	50	50	10	50	50	15	15
高浜町	20	20	20	20	10	30	20	20	20
おおい町	60	60	60	60	20	60	60	20	20
若狭町	20	20	20	20	10	20	20	10	10
町村計	250	250	250	250	90	310	250	105	105
予備	165	165	165	165	75	250	265	130	125
県計	500	500	500	500	250	700	600	300	300

	26 同一県内 居住証明書 (兼用)	27 不在者投票 調 (知・議)	28-1 代理投票 調 (知事)	28-2 代理投票 調 (県議)	29 投票 調 (知・議)	30-1 期票 調 (知事)	30-2 期票 調 (県議)	31-1 引継書 調 (知事)	31-2 引継書 調 (県議)
福井市	1,000	10	600	480	300	400	200	50	40
敦賀市	200	10	100	100	100	30	30	80	80
小浜市	100	100	60	50	60	40	40	60	50
大野市	100	50	100	80	70	60	50	50	40
勝山市	100	50	100	80	80	5	5	100	80
鯖江市	200	10	150	120	60	30	30	30	30
あわら市	100	5	100	80	60	5	5	40	40
越前市	250	5	120	100	70	50	40	80	70
坂井市	400	20	250	200	100	150	100	140	140
市計	2,450	260	1,580	1,290	900	770	500	630	570
永平寺町	50	60	90	90	40	50	30	50	40
池田町	10	20	20	20	30	30	20	20	20
南越前町	50	60	60	60	60	70	50	40	40
越前町	100	80	200	160	80	150	120	50	40
美浜町	100	100	100	100	30	30	30	30	30
高浜町	50	30	50	40	30	50	30	60	50
おおい町	80	80	120	90	70	70	50	120	90
若狭町	100	100	100	80	50	50	50	70	60
町村計	540	530	740	640	390	500	380	440	370
予備	310	310	680	570	160	130	120	130	160
県計	3,300	1,100	3,000	2,500	1,450	1,400	1,000	1,200	1,100

	32-1	32-2	33			34	35	36	37
	開票録 (知事)	開票録 (県議)	選挙録 (県議)			空虚確認書 (知・議)	投票用紙等 受払計算書 (兼用)	開票結果 報告書 (知・議)	あ ん 分 算 書 (兼用)
			併せ行う	併せ行わない	無投票				
福井市	3	3	3		3	300	300	3	20
敦賀市	6		6		6	100	70	4	20
小浜市	3	3		3	3	60	20	5	20
大野市	3		3		3	70	70	3	20
勝山市	3	3	3		3	75	75	2	20
鯖江市	4		3		3	60	10	4	20
あわら市	3		3		3	60	60	3	20
越前市	5	5		5	5	80	100	5	10
坂井市	3		3		3	80	180	5	20
市計	33	14	24	8	32	885	885	34	170
永平寺町	3		3		3	65	60	5	20
池田町	3	3				24	21	5	20
南越前町	5	5				50	40	6	60
越前町	3	3	3		3	80	80	3	20
美浜町	5	5				25	25	3	20
高浜町	3	3				30	50	2	20
おおい町	6	6				90	90	4	40
若狭町	8	8				30	60	6	40
町村計	36	33	6	0	6	394	426	34	240
予備	51	43	40	32	32	71	89	32	90
県計	120	90	70	40	70	1,350	1,400	100	500

	38 付 せ ん (知・議) 個々点検						39 選挙公報 (知事)	40 点 字 候 補 者 名 簿 (知・議)		
	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳		不在者投票用	期日前投票用	投票当日用
福井市	10	10	10	10	10	10	117,430		30	150
敦賀市	10	10	10	10	10	10	28,000		10	60
小浜市	10	10	10	10	10	10	12,500		3	40
大野市	1,000	500	200	500	100	50	13,000		10	60
勝山市	10	300	100	300	10	10	9,000	期日前 投票用 と併せて	8	45
鯖江市	1,500	500	200	500	10	10	23,000		8	55
あわら市	10	10	10	100	10	10	12,000		4	25
越前市	10	10	10	10	10	10	28,000		10	75
坂井市	10	10	10	10	10	10	32,000		10	70
市 計	2,570	1,360	560	1,450	180	130	274,930	0	93	580
永平寺町	700	250	200	250	120	90	7,300		9	35
池田町	200	50	20	100	10	20	1,200		3	15
南越前町	500	200	100	200	100	30	3,800		9	32
越前町	800	300	200	200	50	50	7,600	期日前 投票用 と併せて	10	60
美浜町	500	200	200	200	50	30	4,000		3	16
高浜町	500	200	100	200	50	30	4,200		3	26
おおい町	800	200	150	150	100	60	3,500		8	48
若狭町	500	200	200	200	50	30	5,200		5	70
町村計	4,500	1,600	1,170	1,500	530	340	36,800	0	50	302
予 備	2,230	1,240	670	1,250	390	280	2,000	0	37	38
県 計	9,300	4,200	2,400	4,200	1,100	750	313,730	0	180	920

(3) 公営物等配付部数一覧（福井県議会議員選挙）

併任市町	選挙区	1	2	3	4	5	6	7
		選挙運動用 自動車(船舶) 表示板 1枚/1人	選挙運動用 拡声機 表示板 1個/1人	自動車(船舶) 乗車(船)用 腕章 4個/1人	選挙運動員用 腕章 11個/1人	街頭演説用 旗 1枚/1人	白バラ 2個/1人	明るい選挙 看板 (選挙事務所用) 1枚/1人
福井市	福井市	16	16	64	176	16	32	16
敦賀市	敦賀市	6	6	24	66	6	12	6
小浜市	小浜市・ 三方郡 三方上中郡	5	5	20	55	5	10	5
大野市	大野市	3	3	12	33	3	6	3
勝山市	勝山市	2	2	8	22	2	4	2
鯖江市	鯖江市	4	4	16	44	4	8	4
あわら市	あわら市	3	3	12	33	3	6	3
越前市	越前市 今立郡 南条郡	9	9	36	99	9	18	9
坂井市	坂井市	5	5	20	55	5	10	5
永平寺町	吉田郡	3	3	12	33	3	6	3
越前町	丹生郡	2	2	8	22	2	4	2
嶺南(若狭)	大飯郡	2	2	8	22	2	4	2
県予備		5	5	20	55	5	10	5
県計		65	65	260	715	65	130	65